

国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第33号

国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

国民健康保険財政安定化基金条例施行規則（平成30年岩手県規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(拠出金の額)</p> <p>第15条 知事は、第13条の規定により確定した交付金の額の3分の1に相当する額を標準として、条例第3条第1項の規定により市町村から徴収する<u>法第81条の2第4項</u>の財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）の額を決定する。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(拠出金の額)</p> <p>第15条 知事は、第13条の規定により確定した交付金の額の3分の1に相当する額を標準として、条例第3条第1項の規定により市町村から徴収する<u>法第81条の2第5項</u>の財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）の額を決定する。</p> <p>2・3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。